

船橋市指定障害児通所支援等事業者等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22から第21条の5の24まで、第24条の34から第24条の36まで及び第57条の3の2の規定に基づき、市が行う指導及び監査について、必要な事項を定める。

(指導の対象)

第2条 この要綱に基づく指導の対象は、次のとおり（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）
- (2) 指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）

(指導の方針及び目的)

第3条 指導は、次に掲げる船橋市条例等に定める指定障害児通所支援、指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の取扱い及び障害児通所給付費等、障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを方針とし、もって指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第14号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年厚生労働省告示第126号)
- (5) 厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成24年厚生労働省告示第128号)

(指導形態等)

第4条 指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

(2) 運営指導

運営指導は、下記により、指定障害児通所支援等事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

(指導対象の選定)

第5条 指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに指定障害児通所支援等を開始した指定障害児通所支援等事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 運営指導

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等が運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。
- ② 指定後間もない障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等については、指定後3年以内に実施する。
- ③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。
- ④ その他特に一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

(指導方法等)

第6条 次に掲げる方法等により行うものとする。

(1) 集団指導

① 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

① 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、原則として実施

予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、この限りではない。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

運営指導は、①オの準備すべき書類等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

結果通知に係る改善状況については、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 運営指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正

な請求と認められる場合

(監査の対象)

第8条 この要綱に基づく監査の対象は、指定障害児通所支援等事業者等とする。

(監査の方針及び目的)

第9条 監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、法第21条の5の23、第21条の5の24及び法第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下これらを「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、障害児支援給付費等に係る指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

(監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等の選定基準)

第10条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 市、相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- ③ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

運営指導等において指定障害児通所支援等事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第11条 次に掲げる方法により監査を行うものとする。

(1) 監査通知

監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、第6条(2)①

に規定する事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ただし、運営指導中において監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援等事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出

結果通知に係る改善状況については、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第12条 指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の23及び第24条の35に定める「勧告、命令等」並びに法第21条の5の24及び第24条の36に定める「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

① 指定障害児通所支援等事業者等に法第21条の5の23第1項から第3項まで、又は第24条の35第1項から第3項までに定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

② 指定障害児通所支援等事業者等が、①の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

③ 当該指定障害児通所支援等事業者等は、①の勧告を受けた場合は、期限内に、文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

① 指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとら

なかったときは、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

② ①の命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ 当該指定障害児通所支援等事業者等は、①の命令を受けた場合は、期限内に、文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の24第1項各号、第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(聴聞等)

第13条 監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第14条 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について、当該障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収を行うよう通知するものとする。

2 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(その他)

第15条 第4条に定める指導形態等の他、障害児支援給付費等に関して必要があると

認められる場合は、適宜、指導を行ったうえで文書等により改善等を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、指定障害児通所支援等事業者等に対する指導監査及び行政上の措置の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。